

高齢者福祉施設の職員の皆様へ

救急事故発生時の対応



加古川市消防本部救急課作成

救急搬送の対象	<p>救急車による搬送の対象は、原則、以下の場合による患者のうち医療機関等へ緊急に搬送する必要があるものです。（消防法・消防法施行令）</p> <ul style="list-style-type: none">・災害により生じた事故・屋外もしくは公衆の出入りする場所において生じた事故・屋内において生じた事故で搬送するための適切な手段がない場合・生命に危険を及ぼす疾病で搬送するための適切な手段がない場合・著しく悪化するおそれがある症状を示す疾病で搬送するための適切な手段がない場合
---------	--

施設内の対応 (役割分担)	<p>放送設備を活用するなどして、緊急事態が発生したことを施設内職員に知らせて人を集めてください。</p> <ol style="list-style-type: none">①119番通報 患者の年齢・性別・ケガ、病気の症状、意識の状態、呼吸の有無、かかりつけ医療機関の情報を集めて119番に通報してください。裏面のメモを活用してください。②心肺蘇生など必要な応急手当を行ってください。③協力医療機関やかかりつけ医療機関へ連絡してください。④家族などキーパーソンへ連絡してください。⑤救急隊の誘導 サイレンの音が聞こえてきたら施設の外まで誘導に出て、救急隊を患者のところまで誘導してください。⑥医療機関までの付き添い 施設の職員の方の付き添いをお願いします。付き添う人は「お薬手帳」「保険証」「看護記録」「介護記録」など必要なものを携行し救急車に同乗してください。
------------------	--

患者等搬送	<p>以下のような場合は、患者等搬送事業者などの利用を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・搬送の理由が、「寝たきりである。」「人手がない。」などの場合・寝台車があれば医療機関へ搬送が可能な場合 <p>消防本部認定事業者は加古川市のホームページでもご案内しています。</p>
-------	--

D N A R	<p>患者本人からDNAR（Do Not Attempt Resuscitation：心肺蘇生を実施しない）の意思表示（書面等）がある場合は、救急車を要請する前に協力病院やかかりつけ医に相談してください。</p> <p><u>救急隊は要請を受けて出動すれば、消防法に基づき心肺蘇生等の必要な救命処置を実施して医療機関へ搬送します。</u></p>
------------------	---

ご理解とご協力をお願いいたします。

